

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る公害関係法令届出の取扱いについて

令和2(2020)年4月14日 栃木県環境森林部環境保全課

現在、本縣市町環境行政担当窓口及び各環境森林(管理)事務所環境対策課において、来所で受け付けている公害関係法令の届出等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、当分の間、郵送による届出を可能とし、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 市町へ届出提出

① 対象法令

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(組織整備法)、栃木県生活環境の保全等に関する条例(ばい煙、粉じん、汚水、地下水揚水)

② 提出方法

対象法令の設置等届出を、設置市町の窓口へ3部(正本1部、副1部、控え1部)郵送提出する。

その際には、控えの届出を返送するため、送付先を記載し切手を貼付した返信用封筒を同封する。

③ 届出内容の補正等

市町に提出された届出は、内容審査のため管轄する県環境森林(管理)事務所又は環境保全課に送付されます。審査過程において、確認や補正が必要となる場合もあるため、事業場の担当者の氏名、連絡先(電話、メールアドレス等)を明示するようお願いします。

2 県環境森林(管理)事務所へ届出提出

① 対象法令

土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

② 提出方法

対象法令の設置等届出を、所管する環境対策課の窓口へ必要部数(法令によって異なるため確認願います)を郵送提出する。

その際には、控えの届出を返送するため、送付先を記載し切手を貼付した返信用封筒を同封する。また、証紙の貼付が必要な登録申請については、簡易書留により送付してください。

③ 届出内容の補正等

審査過程において、確認や補正が必要となる場合もあるため、事業場の担当者の氏名、連絡先(電話、メールアドレス等)を明示するようお願いします。

なお、土壌汚染対策法については、事務所担当者に連絡の上、場合により対面でも受け付けますので御相談ください。

※ 市町が所管する騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、栃木県生活環境の保全等に関する条例(騒音、振動、悪臭)については、市町環境行政担当課にお問合せください。

※ 栃木県収入証紙の販売所一覧

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/kaikeika.html>